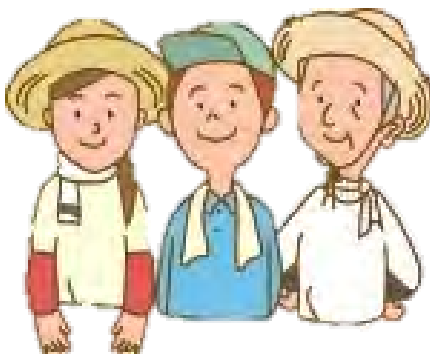


産地生産基盤 パワーアップ事業 (収益性向上対策・ 生産基盤強化対策)



農林水産省
令和3年4月

I .収益性向上対策・生産基盤強化対策とは

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、生産コストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取組と、新規就農者等への継承のためのハウス・園地等の再整備・改修や牛ふん堆肥等を活用した土づくりによる産地の生産基盤の強化を図るための取組を支援し、生産体制の一層の強化を図ります。

産地生産基盤パワーアップ事業のイメージ



都道府県が示す方針の下、
地域農業再生協議会等
(農業者、地方公共団体、JA、農業関連業者等)
の関係者が連携し、
産地が目指す「収益性の向上」又は「生産
基盤の強化」につながる目標を設定

収益性の向上

生産基盤の強化

目標とその実現を図るための複数の取組を記載した「産地パワーアップ計画」(収益性向上タイプ又は生産基盤強化タイプ)を作成

収益性向上タイプ
2ページハ

生産基盤強化タイプ
12ページハ

都道府県知事が「産地パワーアップ計画」を承認

産地パワーアップ計画に参加する農業者や農業者団体等の取組主体が「取組主体事業計画」を作成し、地域農業再生協議会長等による承認後、以下のような取組に要する経費に対して助成。

(取組の例)

(収益性向上タイプ)

農産物処理加工施設、低コスト耐候性ハウス等の産地の基幹的な施設の整備、農業機械のリース導入・取得、生産資材の導入

(生産基盤強化タイプ)

農業用ハウスや果樹園・茶園等の再整備・改修、農業機械のリース導入・取得、土づくり等の取組

Ⅱ.収益性向上対策

(1) 主な採択要件

- ・ 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において基準を満たした成果目標を定めること。
- ・ 面積要件等を満たしていること。



7ページ参照

成果目標や面積要件は、施設整備・農業機械導入等を行う農業者、農業者団体等が担うものではありません。

(2) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標

産地全体で次のいずれかの成果目標を設定し、当該目標の実現に向けて取り組む必要があります。

- ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
- ② 販売額又は所得額の10%以上の増加
- ③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
- ④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%
- ⑤ 輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- ⑥ 輸出の新規取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上
- ⑦ 労働生産性の10%以上の向上
- ⑧ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
(※令和2年度補正により追加)

※ 事業効果の早期発現を目指し、3年目（現状は5年目）を目標年度とする場合は6%（各成果目標の3/5）を超える目標とすることができます。



10ページ参照

例：これまで各農家が自ら防除していた産地において、50%以上の農家が農業支援サービス事業体にドローン防除を委託

(3) 支援対象者（取組主体）

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等です。

個別経営体も参加できます！

（４）支援対象となる取組等

【整備事業】

乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の施設整備

【基金事業（生産支援事業・効果増進事業）】

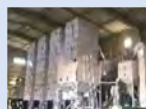
- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ② 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入
- ③ 果樹の競争力のある品種について、同一品種での改植 等

【効率的な施設整備の推進】

- ・ 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善、高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組



集出荷貯蔵施設



乾燥調製施設



農産物処理加工施設



低コスト耐候性ハウス

- ・ 省力化機械のリース導入・取得



ベットフォーマ



スピードスプレーヤー

- ・ 生産資材の導入



パイプハウス資材



平張資材

- ・ 高性能機械のリース導入・取得



GPS自動操舵システム



食味収量コンバイン

（５）補助率

整備事業は1/2以内等、生産支援事業の①農業機械のリース導入・取得は1/2以内（リースの場合は本体価格の1/2以内）、②生産資材の導入は1/2以内、③改植は定額です。

（６）産地パワーアップ計画と「取組主体事業計画」

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に参加する農業者等の取組主体ごとに取組目標を設定した「取組主体事業計画」を作成し、産地パワーアップ計画に位置づけます。

「取組主体事業計画」には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成につながる取組目標を別に定める必要があります。

産地パワーアップ計画

（収益性向上タイプ）

（例）「ねぎの販売額10%増!」

取組主体事業計画
（A 農業者）

取組内容：収穫機械のリース

取組主体事業計画
（B 農業法人）

取組内容：パイプハウス資材の導入

取組主体事業計画
（C 農業者団体）

取組内容：ねぎ処理加工施設の整備（※）

(参考 1) 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）における 取組主体事業計画の作成イメージについて

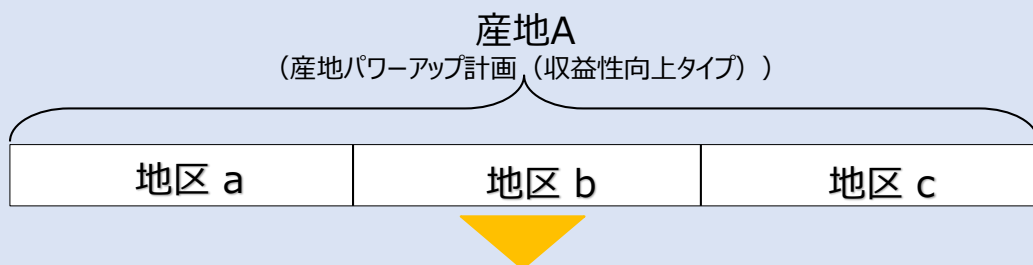
産地生産基盤パワーアップ事業は、地域の関係者が連携した多様な取組を総合的に支援するため、複数年・複数品目にわたる取組を支援対象としています。

このため、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実施期間は原則 3 年で、その中に具体的な取組を行う農業者等がそれぞれ実施期間最長 2 年の取組主体事業計画を柔軟に位置づけることができます。

取組主体事業計画は、内容や地区、実施時期等によって分けたり、追加したり※することも可能です。（※追加の場合は、成果目標の見直しも必要になります。）

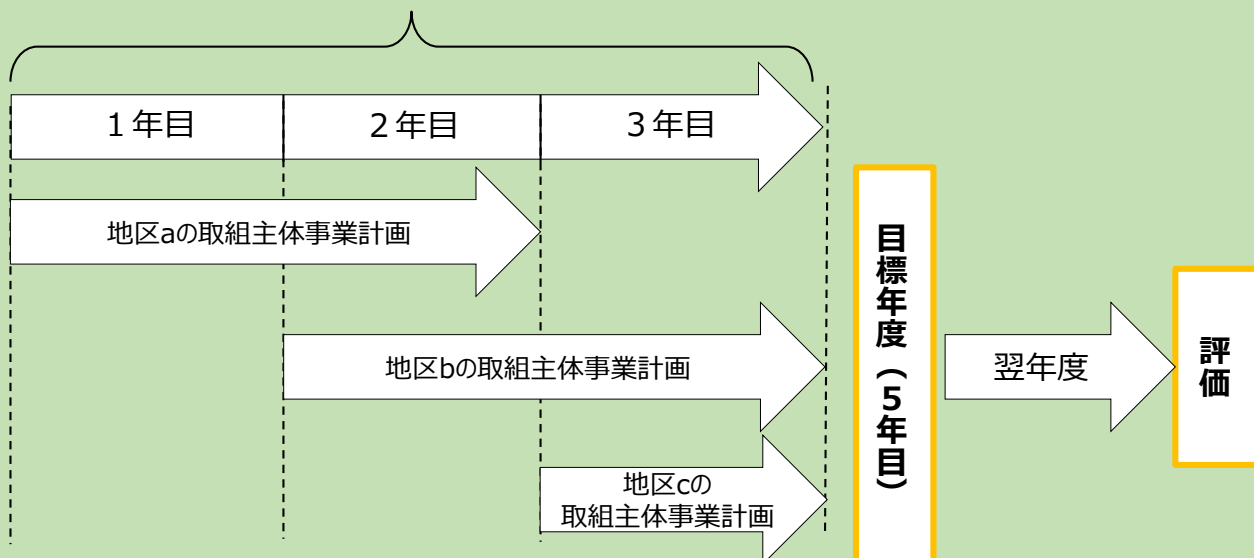
産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と取組主体事業計画の 作成イメージ①

【事例①】産地Aにおいて、地区ごとに計画的にハウス等の導入を行いたい



- ・ 産地 A の中で産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の基本方針を検討します。
- ・ 産地の取組を複数年に分けて段階的に取り組む場合、地区や時期等を考慮して取組主体事業計画を分けて作成し、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置づけることが可能です。
- ・ これにより、産地の課題解決に向けて計画的に取り組むことが可能です。

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実施期間 3 年間



(注) 取組主体事業計画の事業の評価は、それぞれの目標年度の翌年度に実施。

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）と取組主体事業計画の作成イメージ②

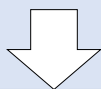
【事例②】産地Aにおいて、農業団体Bが、取組を複数年に分けて収益力強化を段階的に行いたい

産地A
(産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）)

農業団体Bの取組①

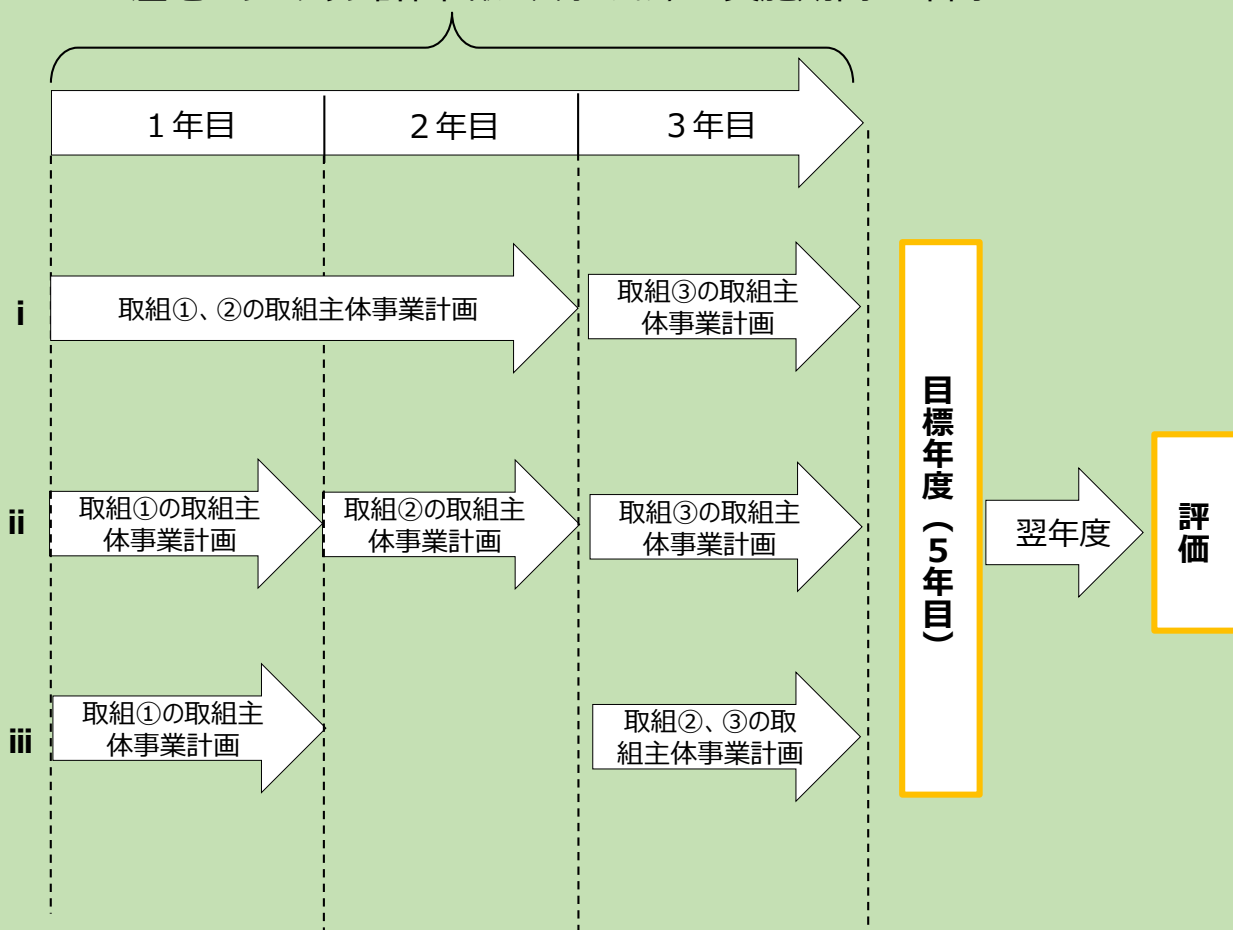
農業団体Bの取組②

農業団体Bの取組③



- ・ 産地Aの中で産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の基本方針を検討します。
- ・ 取組主体である農業団体Bは、複数の取組主体事業計画を作成し、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置づけることが可能です。
- ・ これにより、産地の課題解決に向けて計画的に取り組むことが可能です。

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実施期間 3 年間



上記の i ～ iii 以外にも、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の実施期間で、様々なパターンで取り組むことが可能です。

(注) 取組主体事業計画の事業の評価は、それぞれの目標年度の翌年度に実施。

(7) 優先採択措置について

○重点品目

高品質な我が国農産物を求める海外の需要や現時点で輸入品で賄われているが今後伸びが見込まれる国内需要へ対応した国内生産を拡大するため、**輸出拡大が有望な品目、輸入シェアの奪還が重要な品目**について重点品目及び準重点品目（下表）を設定し、収益性向上対策の採択に当たってポイントを加算して重点的に支援することとしています。

重点品目加算ポイントの内容		
ポイント	重点品目	準重点品目
	輸出の取組：10ポイント その他の取組：5ポイント	輸出の取組：5ポイント その他の取組：2.5ポイント
野菜	いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン	ねぎ、にんにく、キャベツ、ブロッコリー、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん
果樹	りんご、ぶどう、かんきつ類、もも	キウイフルーツ、かき、おうとう、くり、日本なし、うめ
花き	切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ボタン・シャクヤク、ダリア、ラナンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉
畑作物・地域特産物	茶、かんしょ（でん粉原料用及びアルコール用を除く）	薬用作物、いぐさ
土地利用型作物	輸出用米	麦類(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、豆類(大豆、小豆、いんげん、落花生)

注：複合品目にかかる取組の場合にあつては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとします。

注：その他の品目であっても、「輸出事業計画」に認定された取組又は「農林水産物・食品の輸出拡大戦略」に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組は準重点品目に準じて5P加算します。

○優先枠等

【整備事業】

中山間地域の体制整備（40億円）農産物輸出に向けた体制整備（10億円）について、優先枠を設けて積極的に支援します。

【生産支援事業】

スマート農業推進枠（20億円）を設け、より高い成果目標（15%以上）を設定する場合は、1年間に限り関連費用（旅費、オペレーター養成費、技術コンサルタント料、役務費、保険料等）を定額助成します（限度額（100万円/取組主体）を設定）。

畑輪作特別枠（6億円）を設け、畑作地域の輪作体系の確立に向けた農業機械等の導入について、枠の範囲内で優先採択します。

(8) 面積要件

面積要件については、品目毎に設定しております。
ただし、以下の場合には、例外的に面積要件が緩和されます。

- ① 中山間地域等において事業を実施する場合は、面積要件が緩和されます。
(例)

取組名	品目名	平場	中山間地域等 (※ 5)	
		施設整備・機械リース等	施設整備 (※ 4)	機械リース等
土地利用 型作物	稲	50ha	10ha	(生産支援事業 のみの場合) 5戸以上の農業 者の参加又は取 組面積が1 ha 以上
	麦	北海道：60ha 都府県：30ha	10ha	
	大豆	20ha	10ha(※ 2)	
畑作物・地 域特産物	ばれいしょ	北海道：50ha 都府県：25ha	北海道：25ha 都府県：10ha (※ 3)	
	茶	10ha	5ha	
果樹	果樹 (※ 1)	10ha	同左	
野菜	露地野菜	10ha ※沖縄県にあたっては5ha	5 ha	
	施設野菜	5 ha	3ha	
花き	露地花き	5ha	3ha	
	施設花き	3ha	2ha	

※ 1 記載の要件はかんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップルで露地栽培のもの
※ 2 ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。
※ 3 付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合は北海道においては10ha、都府県においては5ha。
※ 4 中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する地域は、面積要件を課さない。
※ 5 令和2年度補正により棚田地域振興法に基づく指定棚田地域を追加

- ② 稲から高収益作物等への転換を計画する場合は、転換予定品目の面積要件については、通常の 1 / 2 とすることができます。
 (例：露地野菜（面積要件10ha）について、稲からの転換を図る場合は 5 ha以上で要件を満たしていると考えられます。)

産地パワーアップ計画
 (収益性向上タイプ)

稲作から高収益作物等
 (露地野菜) への転換

現状値	計画(目標値)	考え方
稲 40ha 露地野菜 5ha	稲 37ha 露地野菜 8ha	稲作からの転換の場合は面積要件の 1 / 2 (5ha) を満たすため支援対象

- ③ 複合品目にかかる取組の場合は、全ての取組品目を合計した面積が、面積要件が最も大きな品目の要件を満たすこととします。(個々の品目についても産地形成が必要)

産地パワーアップ計画
 (収益性向上タイプ)

複合品目による販売額の10%以上の向上

現状値			考え方
複合品目にかかる取組①	露地野菜 8ha	計 11ha	面積要件： 露地野菜10ha 、施設野菜5ha それぞれの作物について面積要件を満たしていないため個々の取組では支援対象とならないが、合計した取組面積(11ha)が最も大きな品目の面積要件(露地野菜10ha)を満たすため、両品目とも支援対象となる。
	施設野菜 3ha		
複合品目にかかる取組②	稲 40ha	計 68ha	面積要件： 稲50ha 、大豆20ha、露地野菜10ha 合計した取組面積(68ha)が最も大きな品目の面積要件(稲50ha)を満たすため全ての品目で支援対象となる。
	大豆 20ha		
	露地野菜 8ha		

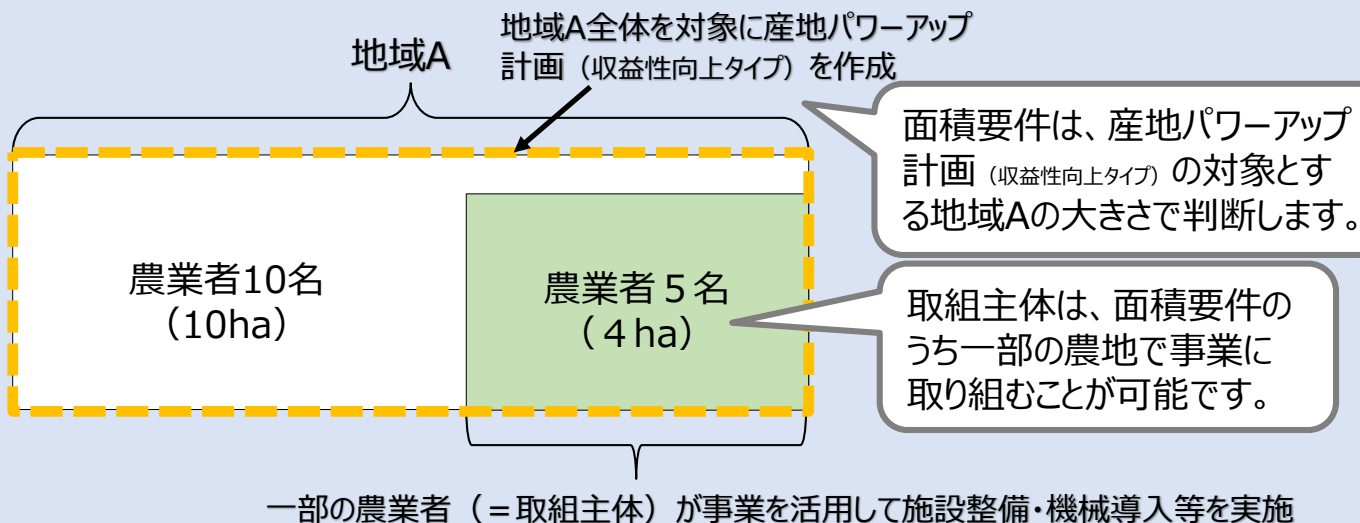
(参考2) 産地の範囲と面積要件の考え方について

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）が対象とする「産地」の範囲には、地域で一定のまとまりで農業生産が行われている農地のほか、同じ品目で広域的に連携するケースなども含まれます。

面積要件は、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に取り組む「産地」全体に対する要件ですので、農業者等の個々の取組主体は、面積要件に含まれる農地の一部のみを対象に施設整備・機械導入等を行うことが可能です。

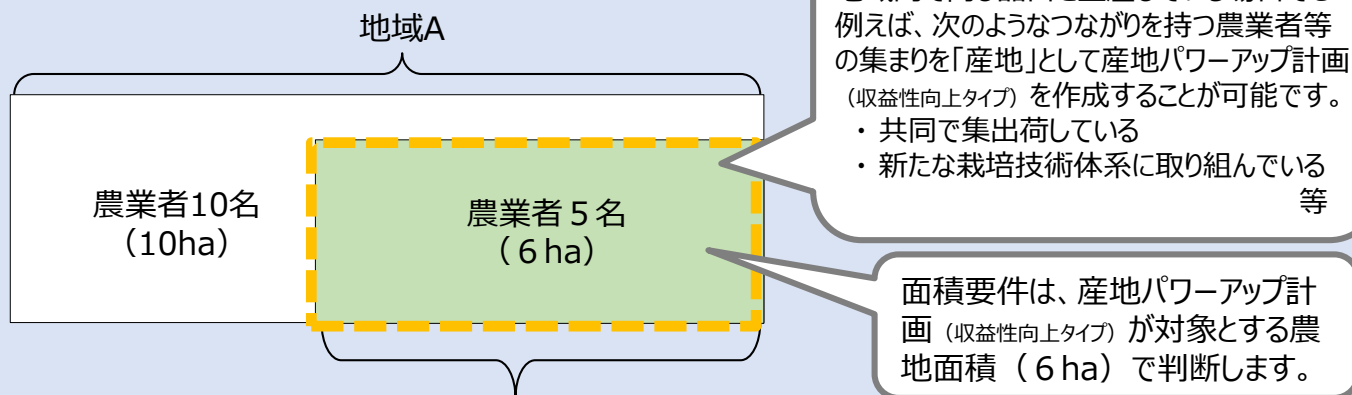
産地の範囲と面積要件の考え方（イメージ）

- 地域Aは、農業者10名が施設野菜を10ha栽培し、地域全体で成果目標を掲げ、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成。
 - 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に位置づけられる施設整備・機械導入等を実施するのは農業者5名。
- ⇒ 「産地」は地域A全体となり、成果目標の達成度の評価も地域A全体で行います。



【その他の参考事例】

- 地域Aは、農業者10名が施設野菜を10ha栽培。そのうち栽培技術等でつながりのある農業者5名（6ha）を対象に成果目標を掲げ、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成し、事業を活用して施設整備・機械導入等を実施。



農業者5名のみを対象に産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を作成し、これらの農業者（＝取組主体）が事業を活用して施設整備・機械導入等を実施。

(9) 成果目標の評価

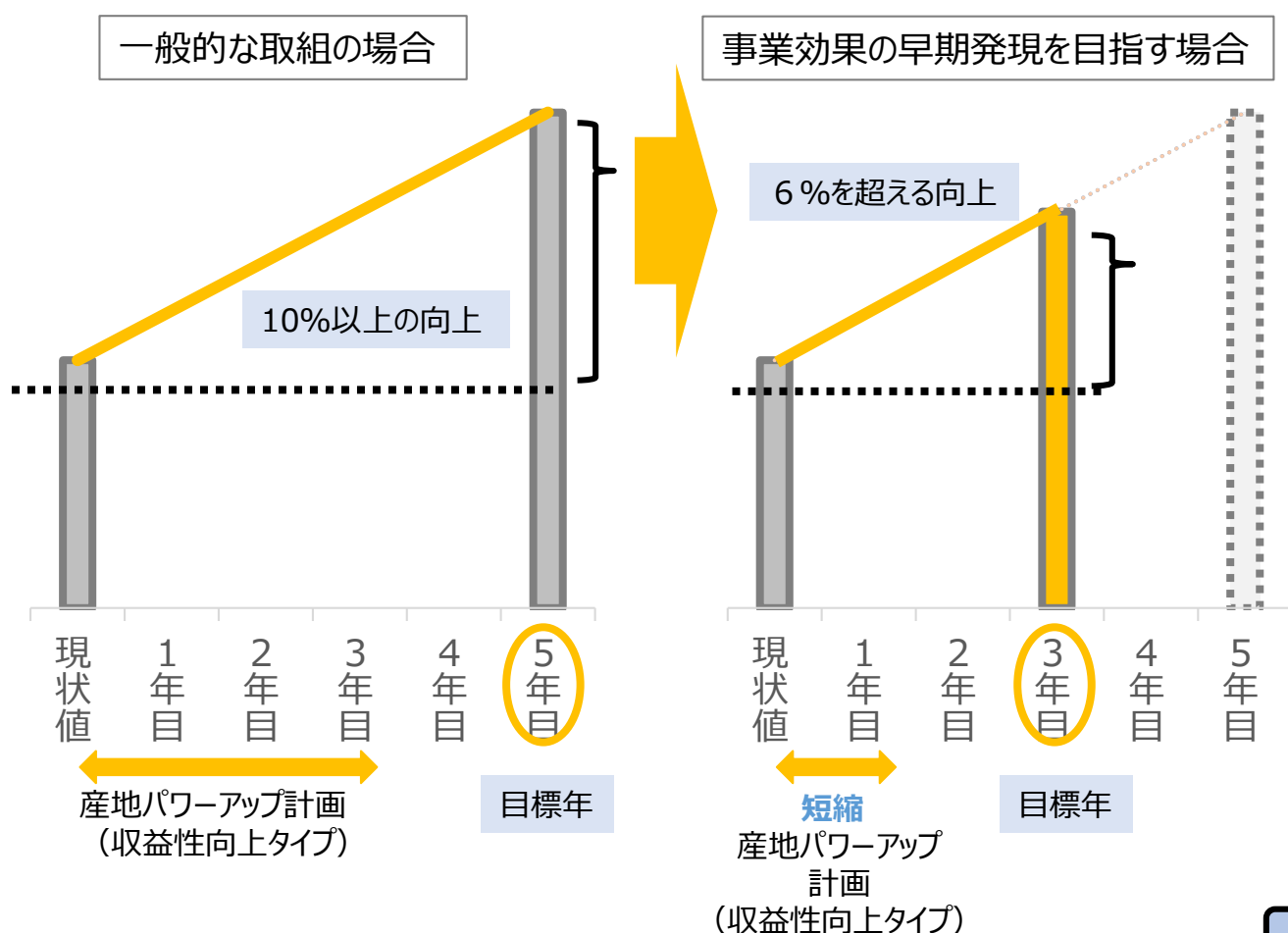
産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に定められた成果目標の目標年度は、原則として事業実施年度の翌々年度（3年間事業に取り組む場合は5年目）となります。

なお、事業効果の早期発現を目指し、短期間で一定の成果目標を目指す取組に対しては、以下の取り扱いが可能です。

【成果目標の早期評価】

一般的に5年目を目標年度とし、販売額の10%以上の増加等を成果目標としていますが、事業効果の早期発現を目指す場合は、3年目を目標年度とし、その際は6%（各成果目標の $3/5$ ）を超える目標とすることができます。

（例：生産コストの6%を超える削減、販売額の6%を超える増加、労働生産性の6%を超える向上等）



(10) 事業の活用イメージ（水田・畑作物の例）

水田・畑作にあつては、以下のような取組に活用できます。

直播技術の導入によるコスト削減の実現

直播栽培への転換に向けた播種機、種子コーティング機材の導入



育苗・田植えを省略して労働時間を大幅に削減し、稲作のコスト削減を実現

稲・麦・大豆の輪作体系の構築

稲・麦・大豆等の多くの作物に対応した汎用コンバインの導入



稲・麦・大豆を同じコンバインで収穫し、コストを削減しつつ、適切な輪作体系を構築

大型農業機械の導入等による大規模経営の実現

大規模経営に対応した大型農業機械の導入やライスセンターの新設



担い手への農地の集積・集約化に対応した大型機械・施設の導入により大規模稲作経営を実現

ニーズに応じた出荷による収益力向上

細かく分類した米の貯蔵が可能なラック式倉庫の整備



有機栽培
コシヒカリ
(1等米)

特別栽培
コシヒカリ
(1等米)

有機栽培
コシヒカリ
(2等米)

特別栽培
コシヒカリ
(2等米)

産地銘柄、等級、有機栽培や特別栽培への取組毎に米を分類して貯蔵、販売し、収益力を向上

ICTを活用した生産性向上

G P S 自動操舵システムの導入



作業能率・精度の向上による、生産性の向上により高収益な大規模稲作経営を実現

省力作業の実現による収益力向上

高性能機械によるばれいしゅ収穫と集中選別作業体系の導入



作業能率向上等による生産性の向上を図り、規模拡大による収益力向上を実現

Ⅲ.生産基盤強化対策（共通）

（１）主な採択要件

- ・ 基準を満たした成果目標を定めること
- ・ 生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図るために必要な再整備・改修に取り組む場合は、5年以内に農業用ハウス等を継承者に譲渡する計画があること、又はすでに譲渡を受けているが、これから本格的な営農を開始する計画があること

（２）産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の成果目標

「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」の成果目標を設定し、産地全体で当該目標の実現に向けて取り組む必要があります。

（３）支援対象者（取組主体）

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等です。

（４）支援対象となる取組等

【整備事業】

新規就農者や担い手への継承に必要な低コスト耐候性ハウス等の再整備

【基金事業】

- ① 新規就農者や担い手への農業用ハウス譲渡のためのパイプハウスの再整備・改修
- ② 譲渡された果樹園・茶園で営農を開始するための果樹園・茶園の再整備・改修
- ③ 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした作業受託組織等での農業機械の再整備・改良
- ④ 再整備・改修した施設・果樹園等の継承ニーズの把握及びマッチング、受け皿組織における継承までの間の維持に必要な備品、生産資材の購入
- ⑤ 生産技術を継承・普及するための栽培管理・労務管理等の技術実証、農業機械の安全取扱技術向上のための研修
- ⑥ 牛ふん堆肥及びペレット堆肥等の実証的活用に向けた実証ほの設置 等



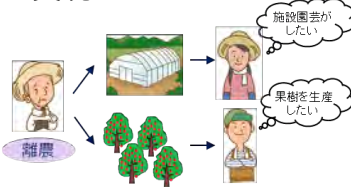
14ページ参照

【生産基盤の強化・継承】

後継者不在のハウスや樹園地等の生産基盤を新規就農者等に継承する際の再整備・改修、継承ニーズの把握・マッチング等を通じて、産地の生産基盤の強化と円滑な継承を実現



ハウス・樹園地の再整備・改修



継承ニーズの把握・マッチング

【土づくりの展開】

牛ふん堆肥等の活用を通じて、全国的な土づくりを展開



堆肥の活用による土づくり

(5) 補助率

【整備事業】

1 / 2 以内

【基金事業】

農業用ハウス、果樹園・茶園の再整備・改修、農業機械の再整備・改良は1 / 2 以内等、生産装置の継承・強化、生産技術の継承、普及に向けた取組、全国的な土づくりの展開については定額補助となっております。



14ページ参照

(6) 産地パワーアップ計画と「取組主体事業計画」

産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に参加する取組主体ごとに取組目標を設定した「取組主体事業計画」を作成し、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置づけます。

「取組主体事業計画」には、①～⑥のいずれかの取組目標を設定し（⑥は全国的な土づくりの展開のみ選択可かつ必須）、各取組主体においても当該目標の実現に向けて取組む必要があります。

産地パワーアップ計画

（生産基盤強化タイプ）

（例）「ねぎの販売額の維持」

取組主体事業計画
（A 農業者）

取組内容：継承に必要な農業用ハウスの改修

取組主体事業計画
（B 農業者）

取組内容：継承に必要な低コスト耐候性ハウスの整備（※1）
（※1）費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であることが必要です。

取組主体事業計画
（地域協議会（※2））

取組内容：継承に向けた体制整備
（※2）協議会が取組主体となることもできます。

【取組目標】

- ① 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加
- ② 重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加
- ③ 生産コストの低減
- ④ 労働生産性の向上
- ⑤ 契約販売率の増加
- ⑥ 地力の向上（堆肥の実証的な活用により改善する土壌の化学性又は物理性の項目等の目標数値を設定）

(参考1)生産基盤強化対策 基金事業メニュー（例）

取組メニュー	支援内容	補助率
○ 生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図るために必要な再整備・改修 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園等の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良	- 既存ハウスの補修・補強・改修、被覆資材の交換・補修・追加 - 内部設備の導入・リース導入 - 果樹等の改植等（伐採・抜根、整地、苗木、植栽等） - 作業道の導入・改良、樹体支持装置や被害防止装置の再整備・改修 - 農業用機械の導入・リース導入 - 作業性・安全性・操作性・効率性改善のための改良	1 / 2 以内 本体価格の1 / 2 以内 定額（17万円/10aなど） 1 / 2 以内 本体価格の1 / 2 以内 1 / 2 以内
○ 新規就農者、担い手に継承する取組 (4) 生産装置の継承・強化 ※ (1) ～ (3) に取り組む場合は必須の取組	- 再整備・改修した施設・果樹園・茶園等の継承のあっせん・貸付、マッチング等の取組 - 継承までの間の維持に必要な備品、生産資材の購入、管理作業	定額 定額
○ 新規就農者、担い手に生産技術を継承・普及するための取組 (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組	① 栽培管理・労務管理等の技術実証 - 実証技術の調査・分析 - 実証に必要な備品、機器、農機、ほ場の借り上げ、生産資材、果樹等の新植・改植等 ② 新規継承・普及のための研修 - 座学、ほ場における実地研修の実施、研修効果の測定 - 研修の受講費、旅費 ③ 農業機械の安全取扱技術向上のための研修	定額 定額 定額 1 / 2 以内 定額
○ 牛ふん堆肥等の実証的活用 (6) 全国的な土づくりの展開	堆肥を活用した土づくりの実証に必要な堆肥の購入・施用等に要する経費、実証前後の土壌・作物体の分析、ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証等	定額 （都道府県には単価（牛ふん堆肥30千円/10a、ペレット堆肥35千円/10a）に実施面積を乗じた額を上限に交付。）

※ 上記内容はあくまで一例です。詳細な支援内容、補助率等は都道府県の担当窓口又はお問い合わせ一覧に記載の担当にご確認ください。

(7) 事業の活用イメージ（生産基盤の強化・継承）

以下のような取組に活用できます。
＜生産基盤の強化・継承＞

生産装置・技術の継承、普及に向けた取組

【生産装置を継承する体制づくり】

必須※

- 農業用ハウス、果樹園・茶園、農機の継承に向けた体制構築、継承ニーズの把握とマッチング
- 再整備・改修したハウスや果樹園等の、継承までの間の維持管理



【生産技術を継承する体制づくり】

- 栽培管理等の技術実証や、技術継承・普及のための人材育成（座学・実地研修）、農業機械の安全取扱技術向上のための取組を支援



※以下の3つの取組を行うには、地域で生産装置の継承の体制づくりに取り組むことが要件となります（事業活用の有無は問いません）

農業用ハウスの再整備・改修

後継者不在のハウスを新規就農者や担い手（農協等の受け皿組織を含む。）に継承するため、又は営農を円滑に開始するために必要となる以下の経費を支援

【ハウスの再整備・改修】

- 既存ハウスの骨組みとなるパイプ等の交換・補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加に必要な資材の購入
- パイプハウスの再整備（建て直し）に必要な資材の購入※
- 上記の施工や既存ハウスの撤去等（自力施工が困難な場合に限り）



ハウスの補強



パイプハウスの再整備

【機械設備等の導入・リース導入】

- 既存ハウスや再整備・改修を行ったハウスに設置する内部設備の導入



養液栽培装置



環境制御装置

※低コスト耐候性ハウスへの再整備（建て直し）については整備事業で対応

果樹園・茶園の再整備・改修

後継者不在の樹園地を新規就農者や担い手（農協等の受け皿組織を含む。）に継承するため、又は営農を円滑に開始するために必要となる以下の経費を支援

【果樹等の改植等】

- 果樹：優良な品目又は品種への改植、同一品種への改植
- 茶：改植、有機栽培への転換等



なしのジョイント栽培



茶の改植

【樹体支持装置や被害防止装置等の再整備・改修】

- 樹体支持装置や被害防止装置等の再整備又は改修に必要な資材の購入
- 上記の施工や撤去等（自力施工が困難な場合に限り）



雨よけ施設の再整備

【作業道の導入・改良】

- 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に要する経費



園内作業道

農業機械の再整備・改良

【農業機械の再整備】

- 作業受託などにより、後継者不在の農地等における生産機能を継承するために必要な農業機械（アタッチメントを含む）の導入又はリース導入に要する経費を支援



にんじんの収穫機



たまねぎの定植機

【農業機械の改良】

- 作業受託などにより、後継者不在の農地等における生産機能を継承するために必要な農業機械の改良に要する経費（資材費、役務費に限り）を支援



播種機



茶の管理機

(参考 2)

産地の範囲と取組主体計画の考え方について

産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）が対象とする「産地」の範囲は、原則として地域農業再生協議会が管轄する範囲です。果樹産地協議会、都道府県農業再生協議会などの広域的に連携する場合も含まれます。

産地の範囲と取組主体の考え方（イメージ）

- 地域協議会Aは、取組を実施する品目の成果目標を掲げ、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）を作成。
- 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置づけられる施設の再整備・改修等を実施するのは農業者（5年以内に継承等を行う者）3名。
⇒ 「産地」は地域協議会A全体となり、成果目標の達成度の評価も地域協議会A全体で行います。

地域協議会A

地域A全体を対象に産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）を作成

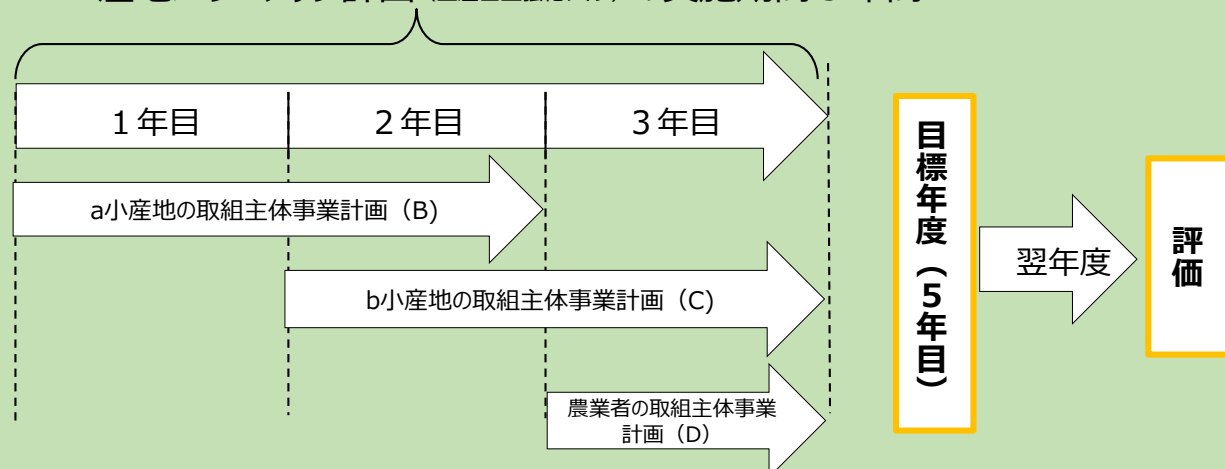
取組を実施する品目の「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」を目標とする。

取組主体ごとに各目標を設定する。

一部の農業者（＝取組主体）が事業を活用して施設の再整備・改修を実施

- ・ 地域協議会Aの中で産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の基本方針を検討します。
- ・ 産地の取組を複数年に分けて段階的に取り組む場合、取組時期等を考慮して取組主体事業計画を分けて作成し、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置づけることが可能です。
- ・ これにより、地域協議会の課題解決に向けて計画的に取り組むことが可能です。

産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の実施期間 3 年間



(注) 取組主体事業計画の事業の評価は、それぞれの目標年度の翌年度に実施。
「産地（協議会全域）における継承・強化体制の構築」を伴うことが必須となります。

(8) 事業の活用イメージ (全国的な土づくりの展開)

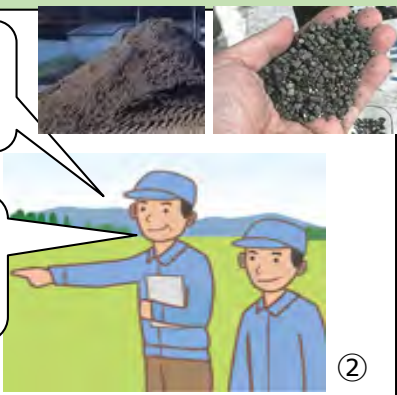
全国的な土づくりの展開

全国的な土づくりの展開を図るため、牛ふん堆肥等を実証的に活用する取組を支援



最近収量が落ちているけど、堆肥を入れていないし、地力が落ちているのかな。

①



地力の低下には牛ふん堆肥やペレット堆肥の施用が効果的です。

土づくりのため、堆肥を実証的に活用した事業がありますよ。

②



堆肥の散布機械もない、堆肥の置き場もお金がかかるもんね。



③



散布機械や保管場所のレンタルも可能ですよ。堆肥の効果確認のための土壌分析もできますよ。

④

◆ 支援の内容※1

堆肥が施用されておらず地力が低下しているほ場において、堆肥の実証的な活用による土づくりの取組を支援。

◆ 対象となる堆肥※2

- ペレット堆肥
- 牛ふん堆肥等

◆ 補助対象となる取組

- 堆肥の購入、運搬、保管に係る経費
- 散布に係る経費（散布機械のレンタルを含む）
- 土壌及び作物体の分析※3
- ペレット堆肥を活用した際の栽培実証経費※4

◆ 補助率

定額（都道府県に交付された補助金額の範囲内で、都道府県が作物や堆肥の種類ごと等に応じた支援単価を設定。）

※1 原則、堆肥の施用による土づくりを実施していないほ場での、堆肥を用いた土づくりの実証的な取組となります。

このため、堆肥による土づくりの支援は、1ほ場当たり1回限りです。実証後は、堆肥を自ら購入・施用していただくこととなります。（収益性の向上等の目標を定めれば、他のメニューで機械や施設の整備は可能です。）

※2 対象とする堆肥は、家畜排泄物由来としますが、鶏ふん堆肥や鶏ふん堆肥を主体としたペレット堆肥は対象になりません。

なお、堆肥は、十分に腐熟させたもので、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき届出がなされたものとします。

※3 堆肥の施用による土づくりの効果の確認のため、実証前後の土壌分析は必須の取組となります。

※4 ペレット堆肥を利用した際は、栽培実証として坪刈などを行っていただきます。

（参考3）産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）における産地の考え方について

全国的な土づくりの展開については、都道府県が地域や作物の考え方、堆肥の標準的な施用量等について策定した実施方針をもとに、都道府県再生協議会等が、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）を策定します。

全国的な土づくりの展開における計画のイメージ

- 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の目標は、原則都道府県全域で、取組を実施する品目の「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」を設定。
- 産地パワーアップ計画に位置づけられる農業者は、土づくりを行うほ場、作物名、堆肥の実証的な活用内容（施用する堆肥の種類と施用量など）と、成果目標である土壌の改善目標（pHやECなどの土壌の化学性又は物理性の指標）を記載した取組主体計画を作成し、産地パワーアップ計画に位置づけ。

産地パワーアップ計画（都道府県全域）

- 都道府県内の土づくりの現状と課題、対応方針、関係者の役割等
- 取組内容（地区名、作物名、取組主体名、取組内容等）
- 目標
 - ・ 取組を実施する品目の総販売額又は総作付面積
 - ・ 地力の向上

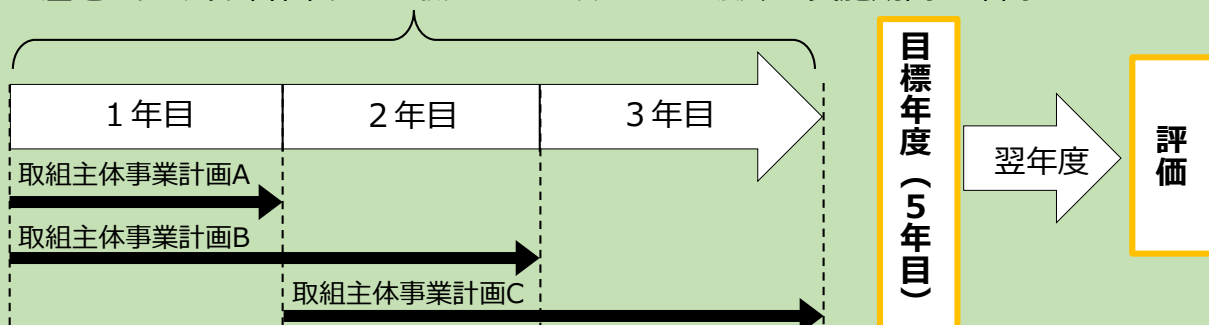
取組主体計画A

- 作物名
- 実証を行うほ場
- 堆肥の種類・施用量
- 改善目標等

取組主体の成果目標の考え方

- 堆肥の実証的な活用により改善する土壌の化学性又は物理性の項目等の目標数値を都道府県の指針※等から設定。※例えば、地力増進対策指針や施肥基準など
- 土づくり効果の確認のため実証前後の土壌分析を実施
- 改善目標が達成されたほ場数を評価
- 年度内に実証後の土壌分析まで完了した場合は、当該結果を踏まえ2年目に目標の達成状況を報告（計画A）
- 実証後の土壌分析が年度をまたぎ、2年目に実施した場合は、当該結果を踏まえ3年目に目標の達成状況を報告（計画B、C）
- 目標年度（5年目）は、取組主体による事業成果（実証後の改善結果）を積み上げたもの（ほ場数）で評価

産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の実施期間 3 年間



（注）取組主体事業計画の事業の評価は、それぞれの目標年度の翌年度に実施。

IV.取組主体の手続きの流れ

取組主体（支援対象者）

- ① 地域農業再生協議会等が関係者と連携し作成する産地パワーアップ計画に基づき、取組主体が「取組主体事業計画（事業計画）」の案を作成

②
事業計画の
相談・提出

⑦
事業計画
の承認

地域農業再生協議会等

③
事業計画の
相談・提出

⑥
事業計画
の承認

⑧
交付申請

⑪
助成金交付

※市町村や地
域農業再生協
議会から交付す
る場合もありま
す。

都 道 府 県

④
事業計画の
相談・提出

⑤
事業計画
の承認

⑨
交付申請

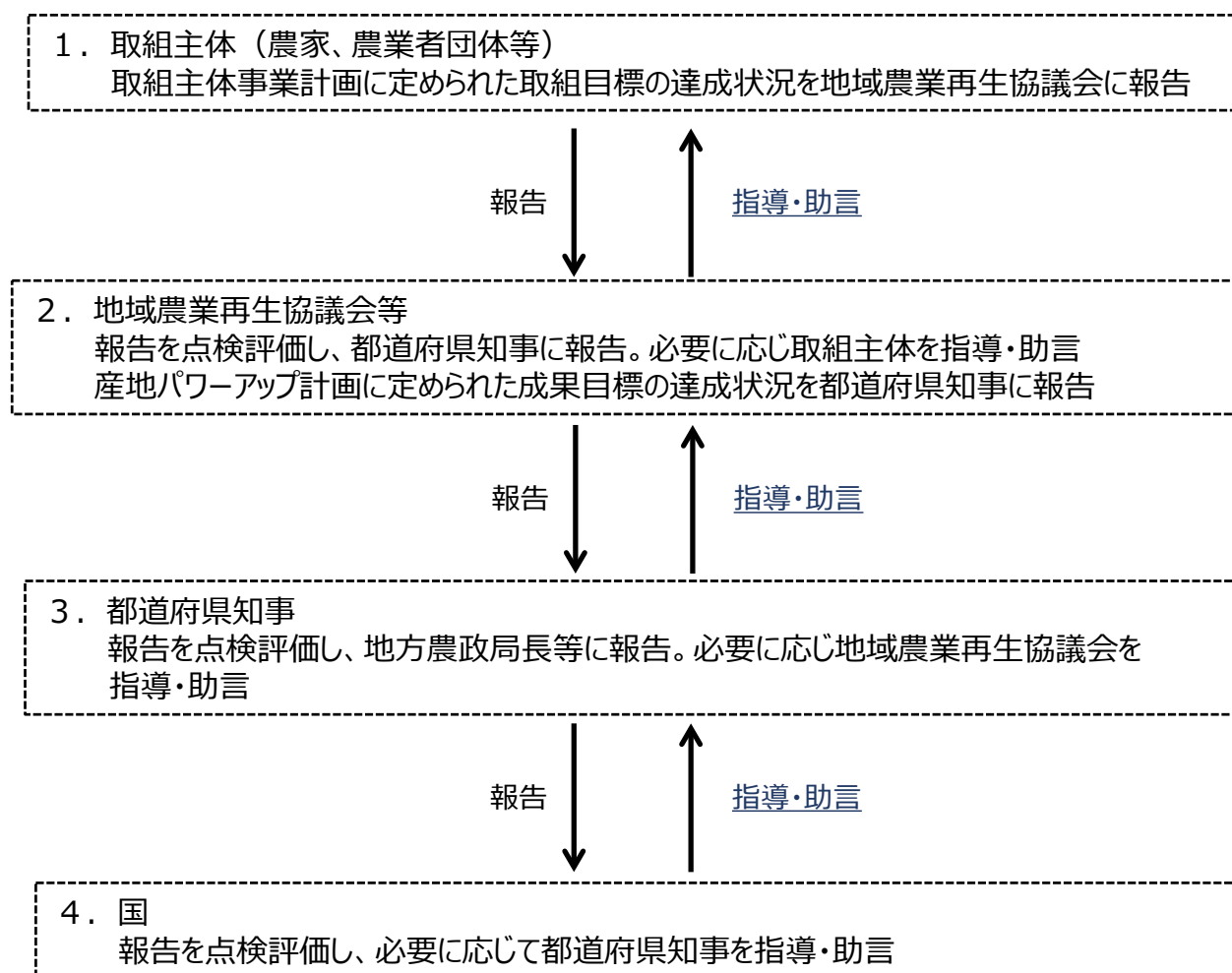
⑩
助成金交付

国・基金管理団体

V.対策の評価

- ① 成果目標の目標年度は、原則として事業実施年度の翌々年度（果樹の改植は事業実施年度から10年後）となります。
- ② 取組主体等は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を関係機関に報告し、必要に応じて指導・助言を受けて改善を図ります。
- ③ 事業の評価は、目標年度の翌年度において、自ら評価を行い、それぞれ関係機関に報告します。果樹の改植は、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施します。
- ④ 評価結果に基づき、取組主体は必要に応じて指導・助言等を受けて改善を図ります。

事業実施状況と事業評価の 成果目標の達成状況の確認



※産地パワーアップ計画の成果目標は、取組主体だけでなく、産地全体で達成することが必要です。

事業の通知等

産地生産基盤パワーアップ事業の各種通知や事例などは、農林水産省Webサイトでご覧いただけます。

 産地生産基盤パワーアップ事業

検索



http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html



お問い合わせ先一覧（総合窓口）

事業内容や申請に関するお問い合わせは、都道府県の担当窓口までご相談下さい。
都道府県の担当窓口がご不明の場合は、下記までお問い合わせ下さい。

北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当：地域指導官

 **011-330-8807**

 www.maff.go.jp/hokkaido/



東北農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官、生産総合指導係

 **022-221-6179**

関東農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官、生産総合指導係

 **048-740-0407**

北陸農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

 **076-232-4302**

東海農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

 **052-223-4622**

近畿農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

 **075-414-9020**

中国四国農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官、生産総合指導係

 **086-224-9411**

九州農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官、合理化推進係

 **096-211-9111（内線4440）**

 地方農政局Webサイト一覧

www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html



内閣府沖縄総合事務局

農林水産部生産振興課 担当：課長補佐（農産）、生産総合指導係

 **098-866-1653**

 www.ogb.go.jp/nousui/



農林水産省 生産局総務課生産推進室 担当：企画調整班、事業推進班

 **03-3502-5945（産地生産基盤パワーアップ事業全般、収益性向上対策）**

生産局園芸作物課

 **03-6744-2113（生産基盤強化対策（全般））**

生産局農業環境対策課

 **03-3593-6945（生産基盤強化対策（土づくりの推進））**

